令和6年度(10月改定)

農作業労務参考標準賃金について

区分	種別	単位	単価(円)	備考
耕起	トラクター	10 a 当たり	6,000	
代かき	トラクター	10 a 当たり	7,500	荒代から植代までの作業
畔塗り	機械	1 m当たり	40	
溝切り	動力	1 m当たり	10	
田植	機械植	10 a 当たり	6,500	
	ル (苗持参) 10a当たり	20,500	施肥田植機使用の場合 500 円増(肥料代は別)
	稚苗	1箱	750	
	コンバイン	10 a 当たり	18,500	
稲刈	乾燥調製	1 俵 60 kg	1,800	
	精米	1 俵 60 kg	600	
そ の 他 作 業	田作業	1人1日当たり	7,900	
	畑作業	1人1日当たり	7,900	
花 卉 球 根※新潟県の最低賃金を下回らない額作業時間額 985 円 (令和 6 年 10 月 1 日から適用)				

- ◎令和6年度の農作業労務標準賃金を定めましたので、参考としてご使用ください。
- ◎<u>本表はあくまでも標準額です。</u>10 a 未満の未整備地、不整形地、倒伏田では1割程度の割増、大型圃場では1割程度の割引減額などその他のことについては、**当事者間の協議で決定してください**。

なお、上記の金額には消費税は含まれておりません。

令和6年10月

五泉市農業委員会



農地の貸し借りや売買等の相談は農業委員・推進委員へ